

《田尻町児童発達支援等給食費助成金に係る利用から支給までの流れ》

① 3歳児～5歳児のお子様が児童発達支援等サービスを利用し給食に係る実費徴収を支払い

3歳児～5歳児*のお子様が児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用し、給食に係る実費徴収をお支払いされた方が対象となります。

(令和4年度対象者：平成28年4月2日～平成31年4月1日生まれの児童)

② 事業所から給食に係る実費徴収額にかかる領収証を受け取り保管

児童発達支援及び医療型児童発達支援にかかる医療費や、バス利用代などの事業者を支払う実費徴収額は支給の対象外です。

③ 民生部子育て・地域福祉課（たじりふれ愛センター1階）に申請

申請書に領収証（原本）を添えて子育て・地域福祉課の窓口申請してください。

※1 郵送での申請も可能です。

※2 複数月の実費徴収額をまとめた申請も可能です。

※3 領収証（原本）は、確認後、お返しいたします。

④ 田尻町が申請内容を確認し、決定通知書を送付

⑤ 指定の口座に振込

令和4年4月～令和5年3月利用分の申請期限は令和6年3月中です。